

## さいたま市告示第1805号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき住民等から提出された意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 （仮称）櫛引町小売店舗  
所在地 さいたま市北区櫛引町二丁目109番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏 名 株式会社渋谷インターナショナル  
代表者氏名 代表取締役 渋谷 建一郎  
住 所 さいたま市大宮区櫛引町一丁目779番地
- 3 意見の概要
  - (1) 意見の対象となる生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

ア 駐車場需要の充足等に係る事項について	10件
イ 歩行者の通行の利便の確保等について	10件
ウ 店舗周辺の交通量増加に伴う渋滞対策について	1件
エ 歩行者の通行の安全の確保について	1件
- 4 意見書提出年月日  
令和3年12月6日
- 5 意見書の縦覧期間  
令和3年12月10日から令和4年1月11日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 6 意見書の縦覧場所
  - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課  
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
電話 048（829）1364  
FAX 048（829）1944
  - (2) 大宮区役所区民生活部地域商工室  
住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1  
電話 048（646）3093  
FAX 048（646）3151